

事前開示書面

株式会社ブシロードウェルビー（以下、「当会社」という。）は、新設分割の方法によって新たに設立する株式会社ソプラティコ（以下、「新設会社」という。）に、当会社のフィットネスクラブ事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下、「本件分割」という。）に関し、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 新設分割計画の内容

別紙のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 新設会社が本件分割に際して当会社に対して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項
本件分割により、新設会社は、普通株式 200 株を新たに発行し、その全てを当会社に割当交付することといたしました。

新設会社の株式数の決定にあたっては、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額につきましては、資本金の額は金 1,000 万円とし、資本準備金その他の額は会社計算規則に従い当会社が定めることといたしました。

新設会社の資本金の額の決定にあたっては、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能にすることを目的として、また、本件分割により新設会社が承継する権利義務の内容、新設会社の事業内容及び事業規模等を考慮し、相当であると判断いたしました。

3. 当会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当する事項はありません。

4. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社

当会社の令和 4 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ金 520,311 千円及び金 806,518 千円であり、本件分割が効力を生じる日以降においても、これらの額に重大な変更はありません。

また、本件分割後における当会社の収益状況について、当会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件分割が効力を生じる日以降における当会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

(2) 新設会社

本件分割によって当会社から新設会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

また、本件分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

令和 5 年 4 月 25 日

東京都中野区中央一丁目 38 番 1 号
株式会社ブシロードウェルビー
代表取締役 大場 隆志



新設分割計画書

株式会社ブシロードウェルビー（以下、「当会社」という。）は、新設分割の方法によつて新たに設立する株式会社ソプラティコ（以下、「新設会社」という。）に、当会社のフィットネスクラブ事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下、「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設会社の定款で定める事項）

第1条 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

（新設会社の本店所在場所）

第2条 新設会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店 北海道小樽市花園四丁目17番3号

（新設会社の設立時取締役の氏名）

第3条 新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

大場 隆志

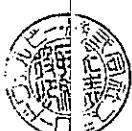
（分割期日）

第4条 新設会社の設立の登記をなすべき日（以下、「分割期日」という。）は、令和5年6月30日とする。但し、手続の進行上必要あるときは、当会社の株主総会の決議によって、これを変更することができる。

（新設会社が当会社から承継する権利義務に関する事項）

第5条 新設会社は、分割期日において、本件分割により別紙「承継権利義務明細表」に記載の分割事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当会社から承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

- 2 本件分割による当会社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。
- 3 新設会社が承継する権利義務のうち、その移転のために登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについては、新設会社と協力してその手続を行うものとする。



(新設会社が本件分割に際して発行する株式数)

第6条 新設会社は、本件分割に際し、普通株式200株を発行し、その全てを当会社に交付する。

(新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第7条 新設会社の設立時の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 資本金の額 | 金 10,000,000 円 |
| (2) 資本準備金その他の額 | 会社計算規則に従い、当会社が定める。 |

(競業避止義務の免除)

第8条 当会社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わない。

(本計画の変更及び中止)

第9条 本計画作成後、分割期日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、当会社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当会社は本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

(本計画の効力)

第10条 本計画は、当会社の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認を得られないときは、その効力を失うものとする。

(想定外事項)

第11条 本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従つて当会社がこれを決定する。

本計画を証するため、本書を作成する。

令和5年4月25日

東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社ブシロードウェルビー
代表取締役 大場 隆志



会社実印



別 紙

承継権利義務明細表

新設会社が当会社から承継する権利義務は、新設会社の設立の日において分割事業に属する次に記載する権利義務とする。

また、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和4年6月30日現在の貸借対照表等に計上された額を基礎とし、これに新設会社の設立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

分割事業に属する一切の流動資産。

(2) 有形固定資産

分割事業に属する一切の有形固定資産。

(3) 無形固定資産

分割事業に属する一切の無形固定資産。

(4) 投資その他の資産

分割事業に属する一切の投資その他の資産。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

分割事業に属する一切の流動負債。

(2) 固定負債

分割事業に属する一切の固定負債。

3. 雇用関係等

分割事業に主として従事する当会社の従業員との雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務。

4. 知的財産権

法令上承継が可能な分割事業に属する一切の知的財産権等。

5. 許認可等

法令上承継が可能な分割事業に属する一切の許可、認可、承認、登録、届出等。

6. 承継するその他の権利義務

分割事業に属する賃貸借契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、金銭消費貸借契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

以上

株式会社ソプラティコ 定款

令和 5年 4月 25日 作 成
令和 5年 6月 30日 設 立

株式会社 ソプラティコ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ソプラティコと称し、英文では Sopratico Co., Ltd と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ施設、リゾート施設、文化施設、公衆浴場、遊戯施設等の経営
2. ビューティサロン、リラクゼーションサロンの経営
3. 衣料品、食料品、衣料雑貨、装飾品雑貨、スポーツ用品、家庭用品等の販売
4. 教育、セミナー業務、各種イベントの企画、運営
5. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
6. 経営コンサルタント業、労働者派遣事業
7. 建築工事及び設備工事の設計、施工、監理、保守、請負並びに建築資材の販売
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道小樽市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、6,000株とする。

(株券)

第6条 当会社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて代表取締役の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

- 第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

- 第11条 当会社においては、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

- 第13条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払

込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の決定により定める。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によって他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権総数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期はその選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 21 条 当会社の取締役が 2 名以上のときは、代表取締役 1 名を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- 2 代表取締役は社長とし、取締役 1 名のときは、当該取締役を社長とする。また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。
- 3 社長は、当会社の代表とし、会社の業務を統括する。

(報酬及び退職慰労金)

第 22 条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 24 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 25 条 当会社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満 3 年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(新設分割に関する事項)

第 26 条 定款第 23 条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度については、当会社成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

2 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 大 場 隆 志

3 本条は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。